

# 協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年12月)

令和4年1月1日より

## 健康保険法が一部改正されます

今回の法改正ではいくつかの制度が改正されますが、その中でも特に皆さまとかがわりが深い2つの制度についてご紹介いたします。

### 1. 任意継続保険制度の見直し

●被保険者からの申し出による任意脱退が可能になります。

今までは

「国民健康保険に入るため」、「家族の扶養に入るため」など、被保険者からの申し出で任意継続保険を脱退することはできませんでした。



令和4年1月からは

被保険者からの申し出により任意継続保険を脱退することができるようになります。

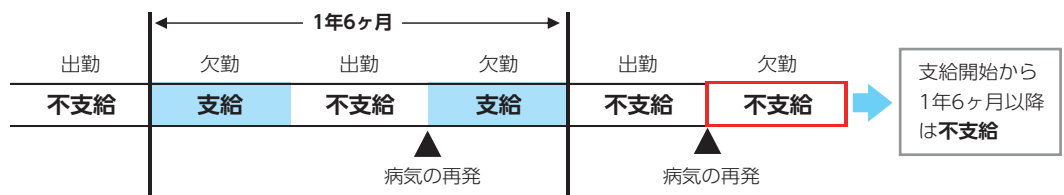
※資格喪失日は申し出が受理された日の翌月1日となります。

### 2. 傷病手当金の支給期間通算化

●出勤等に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間が通算されます。

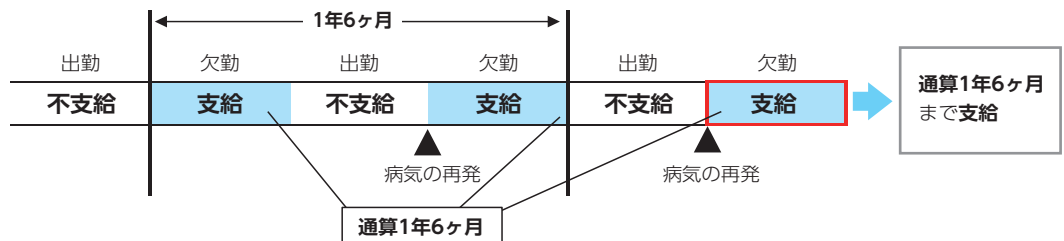
今までは

○支給開始日から1年6ヶ月間が支給対象でした



令和4年1月からは

○支給期間を**通算して**1年6ヶ月間が支給期間となります



# 被扶養者状況リストの提出に ご協力いただき ありがとうございました



協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認\*させていただくため、10月下旬から11月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りいたしました。

事業主様ならびに加入者の皆様におかれましては、ご多忙なところ「被扶養者状況リスト」の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、提出期限は令和3年12月20日(月)までとなっておりますが、引き続き受付を行っております。未提出の場合はお手数ですが、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

※令和3年度 被扶養者再確認業務

## わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。  
「健康経営®」は、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様

株式会社マツダアンフィニ青森 様

事業所所在地：青森県青森市 従業員数：67名 事業内容：自動車販売・整備業

### 取組内容

- ・健康講話の実施
- ・スポーツレクリエーションの開催
- ・インフルエンザ予防接種補助金
- ・婦人科検診の受診促進と費用補助
- ・敷地内全面禁煙（社員のみ）
- ・禁煙外来受診補助金



### 取組のご感想を伺いました！

健康づくりの取組を開始して徐々に社員の意識が変化しているのを感じる。スポーツレクリエーションは予想以上に社員が楽しんで運動をすることができ、インフルエンザ予防接種率が94%と年々接種率が高まっている。